耐震改修計画評定委員会(名古屋委員会)設置及び運営要領

平成25年9月3日制定

公益社団法人ロングライフビル推進協会

(委員会の設置)

- 第1条 耐震診断・耐震改修計画評定業務要綱(以下「業務要綱」という。)第6条第2項に基づき、公益社団法人ロングライフビル推進協会(以下「協会」という。)に耐震改修計画評定委員会(名古屋委員会)(以下「委員会」という。)を設置する。
 - 2 委員会は、業務要綱第5条第1項の評定を当委員会の評定報告書に基づいて行う耐震 改修計画の評定に係る審議を行う。
 - 3 委員会は、建築構造に関し学識経験を有する者(以下「学識経験者委員」という。) 及び建築構造に関し10年以上の実務経験を有する者(以下「実務経験者委員」という。) 10名以上20名以下(そのうち外部の学識経験者及び外部の実務経験者の占める構成比 が過半数以上)で構成する。

(委員の委嘱及び任期)

- 第2条 委員長及び委員は会長が委嘱する。
 - 2 委員長及び委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。
 - 3 交代による場合の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 増員による場合の任期は、現任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

- 第3条 委員会は、委員長が招集する。
 - 2 委員長は、委員会の議事を主宰する。
 - 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が職務を代理する。
 - 4 委員会は、名古屋市内で開催する。

(定足数)

- 第4条 委員会において議決を要する会議は、学識経験者委員3名以上を含む4名以上の委員の出席をもって成立する。
 - 2 委員からの書面その他により意見又は賛否の意思表示は、当該委員が出席した場合のものとみなすものとする。

(審 議)

第5条 委員会による耐震改修計画の評定にかかる審議は、出席委員の過半数以上の賛成 をもって議決する。

(評定部会)

- 第6条 委員会は、下部審査機関として評定部会を設ける。
 - 2 評定部会は、原則として委員会の学識経験者委員2名及び実務経験者委員2名をもって構成する。
 - 3 評定部会の委員及び主査は委員長が選任する。

(事務局)

第7条 委員会事務局は協会事務局が行う。

(雑 則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(附 則)

- 1 この要領は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行にあわせて、「耐震改修評定委員会設置等要領」(平成14年11月18 日施行、決裁番号524号)は廃止する。

(附 則)

この要領は、平成25年10月25日から施行する。